



こんなときには、こんな手続きを。

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。

届出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市町村や勤務先などで確認のうえ、14日以内に忘れずに手続きをしてください。

■国民年金加入の方

| こんなとき | 届出先 | 必要なもの |
|--|---------------------|--|
| 20歳になったとき (※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く) | 市町村 | 印鑑 |
| 厚生年金・共済組合に加入したとき | 勤務先 | 本人・配偶者の年金手帳、印鑑 |
| 厚生年金・共済年金の加入をやめたとき | 市町村 | 本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印鑑 |
| 配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき (※離別や死別をしたときや収入が増えたとき) | 市町村 | 年金手帳、扶養から外れた年月日が分かる書類、印鑑 |
| 住所、氏名が変わったとき | 第1号被保険者 | 市町村 年金手帳、印鑑 |
| | 第2号、第3号被保険者 | 勤務先 勤務先にお問い合わせください |
| 年金手帳がなくなってしまったとき | 市町村 勤務先 年金事務所 | 基礎年金番号が分かる書類、身分証明書、印鑑 (※本人以外の方が届ける場合は委任状) |

■年金を受けている方

| こんなとき | 提出書類 |
|-------------------|---------------|
| 誕生月が来たとき | 年金受給権者現況届等 |
| 氏名を変えたとき | 年金受給権氏名変更届 |
| 住所を変えたとき | 年金受給権者住所変更届 |
| 年金の受取先を変えるとき | 年金受給権者支払機関変更届 |
| 年金を受けている人が亡くなったとき | 年金受給権者死亡届 |
| 年金証書をなくしたとき | 年金証書再交付申請書 |

※住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行える場合は、現況届の提出は必要ありません。

閩郡山年金事務所 ☎024-932-3434
閩町民生活課 ☎72-6933

◎上水道加入の皆さんへ

2月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

| 試験項目 | 水質基準 | 試験結果 |
|----------|--------------|----------|
| 一般細菌 | 100 CFU/ml以下 | 0 CFU/ml |
| 大腸菌 | 検出されないこと | 検出せず |
| 塩化物イオン | 200 mg/l以下 | 8.3 mg/l |
| 有機物(TOC) | 3 mg/l以下 | 0.6 mg/l |
| P H 値 | 5.8~8.6 | 7.2 |
| 味 | 異常でないこと | 異常なし |
| 臭気 | 異常でないこと | 異常なし |
| 色度 | 5度以下 | <1度 |
| 濁度 | 2度以下 | <0.1度 |

閩地域整備課 ☎72-6936

固定資産税の納期限が変わります

固定資産税の1期の納期限は、現在4月30日となっていますが、平成24年度から毎年5月31日に変更となります。

3年に一度の評価替えの年は5月31日に納期限を変更していましたが、納税の利便性の向上を図るため、変更します。

残りの3期については、現在と同じ納期限です。納期内納税にご協力をお願いします。

閩税務課 ☎72-6932